

旅客船事業者の安全性評価制度（仮称）概要（案）

（注）下線部は新規追加した事務局案

I. 制度の位置付け

任意の申請に基づき評価を受ける制度とする。

II. 評価対象者

不定期航路事業者

※対象者の絞り込みについては、検討委員会の議論を踏まえ、事務局で引き続き検討する。

III. 評価の枠組み**1. 評価単位**

事業者単位とする。

2. 申請条件

ア 事業許可取得（又は届出）後、3年以上経過していること

イ 過去3年間に、行政処分又は安全の確保に係る行政指導を受けていないこと

ウ 過去に認定の取消しを受けた際の欠格期間に該当していないこと

3. 評価項目

※評価基準については検討委員会の議論を踏まえ、別紙をもとに事務局で引き続き検討する。

（1）安全性に対する取組状況

① 法令遵守を前提とした上で、安全性向上の取組を評価する。

② 下記の3つの観点から評価項目を設定する。

【安全性向上】

○海難防止に資するものであること

○万一事故が発生した際、救命に資するものであること

【利用者の安心に資する】

○利用者への情報提供に資するものであること

（2）運輸安全マネジメントの取組状況**4. 審査方法**

書類審査による。

5. 認定種別

- 安全性に関する法定事項以外の項目について基準を満たしている場合は、第一段階の認証を付与。(安全性向上に向けた積極性を評価)
- 第一段階の認証を取得している事業者が、同様の取組基準を満たしている場合は、第二段階の認証を付与。(継続性を評価)

6. 認定の取消

(1) 認定の取消基準

下記ア～ウのいずれかに該当する場合、認定を取り消す。

- ア 不正申請等により認定を受けたことが確認された場合
- イ 認定期間内に認定事業者が当事者となる事故を発生させた場合
- ウ 認定期間内に認定事業者が行政処分又は安全の確保に係る行政指導を受けた場合

(2) 認定の取消の効果

- (1) アからウまでに掲げる事由により認定が取り消された事業者は、3年間申請することができない。

7. インセンティブ

第二段階の認証を取得している事業者は、評価の有効期間を延長する。

8. 有効期間

※評価団体と協議の上、2～3年の範囲で決定する。

IV. 評価団体に求められる要件

- ① 旅客船事業についての知見を有すること
- ② 被評価者である事業者に対し中立的であること
- ③ 全国的組織を有し、多数の申請に対応できること